



# Certified Social Worker くまもと

## 特集(第2回)

立ち直りを支援する  
司法と福祉をつなぐソーシャルワーク



第  
54  
号

【事務局】  
一般社団法人 熊本県社会福祉士会  
熊本市東区健軍本町1-22  
東部ハイツ105  
Tel 096-285-7761  
Fax 096-285-7762  
E-mail:kumacsw@lime.plala.or.jp  
【その他連絡先】  
熊本県中央区本荘2丁目3の8  
熊本乳児院内  
Tel 096-371-1396  
Fax 096-371-1633  
発行者 甲斐 國英  
編集者 永田 直往  
発行日 2015年11月1日

熊

## 本県社会福祉士学会 第2回大会

～当たり前の生活ってなんですか～

本会では、医療・保健・福祉の関係者が集い日々の研究や実践を発表し協議することで社会福祉士としての実践力向上と社会福祉全般に対する県民の理解、進展を目的に「熊本県社会福祉士学会 第2回大会」を2015年12月5日に開催いたします。

2015年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行され、多様で複雑な課題を抱える生活困窮者を支援するために、これまで以上にネットワークを構築し、包括的で横断的な取組が不可欠とされています。

また、いじめ、不登校、非行や虐待など、子どもの人権に関する問題が深刻化しています。家庭環境においても、ひとり親家庭や非正規雇用の増加等さまざまな理由により家庭で暮らすことのできない子どもたちに対して家庭や地域社会で健全に育てられる権利が保障されることが求められています。そのような状況下で人権が保障され、当たり前の生活を実現するために社会福祉士に求められる社会的役割について再考する機会になればと思います。

大会概要は以下の通りです。

### 午前の部

公益財団法人さわやか福祉財団戦略アドバイザーの土屋幸己氏を講師にお招きし「生活困窮者自立支援事業におけるソーシャルワークの機能～今、社会福祉士に期待するもの～」と題し基調講演をいただきます。(土屋氏は知的障害児施設、特別養護老人ホーム、療育事業コーディネーターなどを歴任、2006年から富士宮市地域包括支援センター長を経て2015年10月から現職。生活困窮者等の自立支援に精力的に取り組まれています。)

### 午後の部

「子どもの未来と権利」をテーマに、シンポジウムを行います。  
コーディネーターには、児童分野に精通している本会の理事でもある

りNPO法人 優里の会理事 黒田信子氏。土屋氏にも引き続きコメントナーとして参加していただきます。

シンポジストには、熊本少年友の会、雨やどりの会(熊本「非行」と向

き合う親たちの会 事務局)の萬羽祐子氏(非行少年の支援)、甘木山乳児院保育士 荒川美沙貴氏(里子経験当事者)、熊本県スクールソーシャルワーカー、(有)介護生活研究所代表の福山幸義氏をお迎えし、

それぞれの立場からご意見をいただき、子どもたちの置かれている現状や環境等に焦点を当て、未来と権利を保障するために私たちにできることや必要なこと等についてディスカッションしていただきます。

地域のつながりの希薄化など子どもを取り巻く環境が多様化する中、本シンポジウムが、対象者の環境と個人の両面からのサポートの重要性、ソーシャルワークの必要性について考える場になることを願っています。

シンポジウム終了後は様々な分野で活躍している社会福祉士が実践報告(4題)を行います。社会福祉士有資格者のみならず一般県民の皆様や資格を目指す学生の方々にとっても社会福祉に対する理解が深む内容になるのではないかと考えています。

詳細な情報については、本会ホームページ(<http://kumacsw.com/>)に順次掲載する予定です。多くの方のご参加をお待ちしております。

熊本県社会福祉士会 事務局長 奉 正治

### 開催日程

日 時	2015年12月5日(土)
場 所	市民会館 崇城大学ホール (熊本市民会館) 大会議室
9:30	受付
10:00	開会
10:15	講演 公益財団法人 さわやか福祉財団 土屋 幸己 氏
12:00	休憩
13:00	シンポジウム テーマ 「子どもの未来と権利」
15:00	休憩
15:15	学会発表 4題 (発表15分、質疑5分)
16:40	閉会

## 特集（第2回）

### 立ち直りを支援する

司法と福祉をつなぐソーシャルワーク

### 堀の中のソーシャルワーク

熊本刑務所社会福祉士 松永美弥

大学卒業後、国立療養所菊池恵楓園に入職し、元ハンセン病患者の生活に関わり、その後、病院のソーシャルワーカーを経て、平成21年9月からは熊本刑務所で社会福祉士として非常勤で勤務しています。

今振り返ると、私は堀の中の「彼ら」と共に過ごしている人生だと思います。

異なる堀ではありますが、彼らとの関わりの中で「人」として「生きる」ということの意味を深く感じることができます。

### 1

### 福祉の手立てさえあれば

勤務して最初の面接は、橋の下で生活をしていて帰る場所のない受刑者でした。「もっと刑務所にいたい」と言つた言葉が今でも印象深く残っています。

家族の元に帰ることもできず所持金もわざかで、何ら支援されることもなく社会で生きていかなければならぬ状況の中、満期出所日の午前8時半には刑務所の門の外へ出ます。つまり、罪を犯してしまったときと何ら変わらない環境か、他県の刑務所

に収容された場合は全く知らない土地で、罪を犯した当時よりももつと悪い環境で新たな生活を始めなければなりません。

満期出所者の多くは、これまで社会福祉とは無縁の人生を送ってきたのではないでしょうか。劣悪な生活環境にもかかわらず、生活保護制度や他の社会保障制度を利用することもできず、それらの制度そのものを知らないでいたのかもしれません。

満期出所者の多くは、これまで社会福祉とは無縁の人生を送ってきたのではないでしょうか。劣悪な生活環境にもかかわらず、生活保護制度や他の社会保障制度を利用することもできず、それらの制度そのものを知らないでいたのかもしれません。

必要な受刑者の存在が広く知られるようになった大きな契機は、元衆議院議員の山本譲司氏が受刑中の体験を綴った「獄窓記」や、刑務所に戻りたい一心で山口県JR下関駅を放火した事件によるもので、逮捕された高齢男性には知的障害（療育手帳なし）があり、過去10回にわたって刑務所で受刑し、数日前に刑務所を出所したばかりでした。

これを受け平成18年以降になると、法務省及び厚生労働省において特別調査が行われ、刑務所の中に福祉的な支援を必要とする高齢者や障がい者が多くいること、また、帰る場所がなく自立生活が困難な受刑者の多くが、短期間で再犯に及んでいる事が明らかになつてきました。

このようなかで、出所後ただちに福祉サービスにつながるよう平成21年以降全国の刑務所及び少年施設に社会福祉士、精神保健福祉士、福祉専門官が配置され、高齢または障がいを抱えるために自立困難なものを、出所後速やかに福祉サービスにつなげていくための施策が具体的に進められるようになります。

矯正・保護を管轄する法務省からも福祉的支援が必要な人に対し釈放後の生活環境を整えることによつて、社会復帰支援や更生保護、再犯防止につながるとして、社会福祉士の担う役割に対し、大きな期待が寄せられています。

社会福祉士の配置により刑務所における福祉的ニーズのある受刑者を的確に把握し、出所後、福祉関係機関との連絡調整を行いながら、受け皿の確保や福祉サービスの支援といった具体的な調整支援を実現していくことになります。



### 2

### 福祉の必要性

刑務所内において高齢や障がいで福祉的支援が

そして、平成21年4月には、法務省矯正局長及び保護局長の連名通達「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整について」が発出され、自立困難な高齢者及び障がい者について、出所後の円滑な社会復帰のために福祉サービスにつなげる制度、いわゆる「特別調整」の制度が開始されました。

刑務所で勤務する社会福祉士は、主にこの特別調整の対象者に対する支援を行い、福祉的支援へつなげていくことを期待されています。

また、障害者総合支援法の障害者相談支援事業地域移行支援において、これまで対象とされていなかつた保護施設、矯正施設等を退所する障がい者も制度の対象となりました。矯正施設入所中は屏の外の福祉施設を体験利用できないなどの課題はあり

ます。そこで、熊本刑務所では、この問題を解決するため、平成22年4月より「特別調整」制度を実施しています。この制度では、刑務所内での生活環境の調整や、出所後の社会復帰支援を行います。また、障害者総合支援法の障害者相談支援事業地

域移行支援において、これまで対象とされていなかつた保護施設、矯正施設等を退所する障がい者も制度の対象となりました。矯正施設入所中は屏の外の福祉施設を体験利用できないなどの課題はあり



ますが、福祉制度の枠組みに入ることが大事なことであり、今後の制度構築に向けての一歩であると思います。

### 3 寄り添う支援

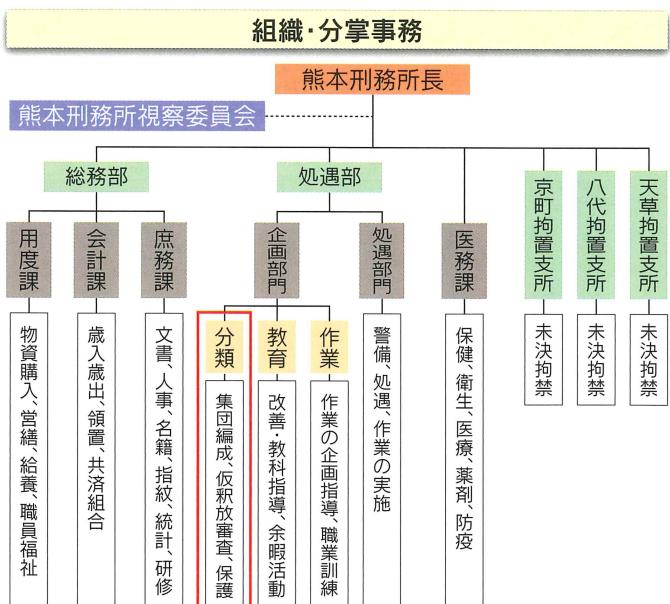
熊本刑務所は全国でも数少ない、重犯罪で無期懲役や長期刑の受刑者を収容する施設です。受刑者の中には、何度も犯罪を繰り返す統合失調症の人、精神障害者手帳の更新がされていない累犯窃盗者、満期釈放時にホームレス状態となる人、アルコールや薬物依存等の問題を抱えた人などもいます。

彼らは、一人ひとり違った成育歴があり、犯罪に至った経緯も、想いも異なります。虐待を行うものは虐待されて育つたり、親に甘えられず万引きや窃盗等、少年時から非行を繰り返してしたり、覚せい剤や暴力団でしか自分の居場所を見つけることができなかつたりと、生きてきた中で被害者と言わざるを得ない人生を送ってきた人もいます。

そのような負の鎖を繰り返さないためにも、面接等を通じて出所後の生活を一緒に考え、帰住先の確保や生活設計など、本人の意向に沿った支援を行っています。一人ひとりの生活史に寄り添い、出所後の生活と共に考えていくことが、彼らにとつての心理的支援にもつながると感じています。

「刑務所で社会福祉士として面接して、怖くないですか」とよく聞かれますが、目の前にいる受刑者も、生活のしづらさ、生きにくさという福祉的ニーズをもつ一人の支援対象者です。

刑務所で働く社会福祉士としては、更生保護の再犯防止に努めるだけではなく、人による関わりとその人の強さに焦点を当てることで、支援対象者の更生意欲や支援を求める力となり、その後の人生を大きく変えていくのではないか、生きがいを見つけられるような支援を導き出すことができるのではないかと感じています。



\*「特別調整」については、CSWくまもと第53号「特集(第一回)」をご参照ください。

## 福祉の視点 (刑務所社会福祉士のひとりごと)

### 感謝の気持ち

高齢、身体的支援が必要であつたため、地域生活定着支援センターの支援を経て出所した。彼らは、これまで暴力団としての人生を自ら選択し生きてきた。彼らはこれまで自分勝手に生きてきた。人のことを考へることはなかつたと言う。

しかし、支援後、感謝という気持ちを持つことができたと言つた。出所に向けて何度も何度も面接を行い、一緒に考へ、お互いの信頼関係のもと支援が成り立つた。感謝の気持ちを

天涯孤独で70代の高齢、出所後の生活が不安であるという。保護観察官による「特別調整」の面接が行われた。しかし、反社会的なわがままな言動や要求があつたため、「特別調整」は不選定となつた。彼は一人でどうにかすると言い張つた。

出所後の生活について、生活保護やアパートの契約、帰住地に帰る手段について何度も話し、出所後彼は、自分一人の力で生活保護を申請し、自立準備ホームに入所して安定した生活を送ることができた。

犯罪から遠い生活がどれほど嬉しかつたのか、元気であるとの手紙があつた。これは、社会福祉士として本人をエンパワーメントする観点で、本人主体の側面的支援で関わつた結果であると振り返る。

とともに、暴力団や罪を犯して刑務所で受刑している者は、カツときたら何をするかわからない。暴力団という面子も絡んでいた。そんな者たちが支援など受けるはずがない。支援や施設など、これまで嫌というほど刑務所の中で集団生活を営んできた彼らは、これ以上縛られた生活を望まない。身体的支援が必要になつたとき初めて福祉的支援の必要性を感じ、人を頼ることを知る。きつかけはどうであれ、彼らの予後が罪を犯さない穏やかな人生であることを願う。

### 無期懲役の彼の想い

刑期10年以上の受刑者と面接をしていると、刑務

持つことで、再犯から遠のくことを願う。

### 犯罪から遠い生活が

所に入る前の生活環境や家族知人関係は止まつていると感じることが多い。彼らにとつての「この前」とは数年前程度のことを指すよう、10年という月日は、私たちにとつての2、3年の感覚でしかない。

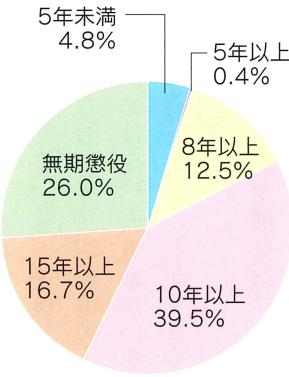
そんな中、50年以上刑務所生活を送つていた90歳になろうとする無期懲役の受刑者が亡くなつた。朝10時、刑務所内で葬儀が行われた。丁寧なお経と綺麗な花に囲まれ彼は火葬場へ向かつた。刑務所での生活から社会へ出ることができたのは死んでからであった。

これまでの彼の人生はどういうものだつたのであろう。何のために生きていたのだろうと感じる。無期懲役の受刑者の想いとは深いものであることを思い知る。

その後、遺骨は疎遠であつた家族のもとへ引き取られた。重犯罪者であつても、家族のもとへ帰つていけたことは幸せだったのだと信じたい。

刑務所で仕事をし、彼らと関わることがで

### 刑期別収容状況



きて福祉の深さを学ぶことができている。

## 公益事業 社会福祉セミナー スクールソーシャルワーク 「SSW活動の理解」を開催しました

相談委員会 村上 由起子

9月12日(土)に梅山佐和先生をお招きして『スクールソーシャルワーク活動の理解』と題する研修会が開催されました。会場となつた熊本県総合福祉センター5F研修ホールには、教育関係や医療関係、行政関係者ら子どもに関わるさまざまなお職種の方々が集いました。

当日は社会学博士、社会福祉士としてご研究の傍ら、京都市のスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)としても活動しておられる先生の、研究と実践に基づいた貴重なお話を伺うことが出来ました。

まず前半に、ソーシャルワークの基本的な視座やスクールソーシャルワーク活動について振り返りを行い、後半では「つながるために必要なこと」として学校や関係機関との連携において必要となる視点を学びました。多職種が共働するスクールソーシャルワークの現場では必須である、関連法についても再度確認する良い機会となりました。

この研修を通して、SSWとしてしなければならないことを再確認するとともに、SSWだけではできないことを自覚することの重要性を感じました。

相手の立場を理解し、力を発揮していたらしく

とで最良のパートナーシップを築くことが、子どもたちの支援に繋がっていくことを教えていただ

きました。

いじめや子どもの貧困問題がクローズアップされ、SSWの必要性がますます指摘されている昨今、参加された皆様にとても「いまスクールソーシャルワーカーに期待されている役割」についてあらためて学ぶ好機となつたことと思います。

## 熊本刑務所見学の報告

広報委員会



業報奨金は30万円程度。福祉に頼らざるを得ない満期出所者」の言葉は印象的でした。

出所時に福祉の支援が必要な方については、刑期を終える1年以上前から社会福祉士より面接を行ない、生活保護をはじめとした各種の福祉制度について情報提供を行なうそうですが、福祉に頼らざるを得ないにもかかわらず、社会保障や福祉の制度があることすら知らない人、理解ができない人に、そのような制度があるとわかつてもらうことは、とても大変とのこと。やつと本人に理解してもらつて福祉の支援につなげようとしても、受け入れ先の福祉事業所から断られる場合も多いそうです。本人への支援の動機づけと関係機関への受け入れ調整の大変さを感じました。

そのような中でも、刑務所の社会福祉士独自の調整で福祉機関につながるケースがあります。制度上、刑務官の立場では出所後の受刑者に関わることはできませんが、社会福祉士が実践するソーシャルワーカーは、制度の壁を越えていきます。受け入れ先の福祉機関より出所後、本人に関する相談があつた場合は対応することができますので、収監中から出所後までの連携が可能です。「つないで終わり」じゃない、社会福祉士の存在意義を感じました。

今回の刑務所見学をとおして、刑余者支援については「特別な人たちが担う特別な支援」ではなく、福祉を担う私たちの問題、地域全体の問題として取り組む必要があると感じました。

今後は、熊本県社会福祉士会の会員向けの見学会も企画したいと考えております。刑余者支援にかかる理解と地域における受け入れの機運の醸成につながることを望みます。

# 公益事業「地域防災セミナー」「災害支援コーディネーター研修会」を開催しました

**熊本県社会福祉士会 理事 大保 透**

## ソーシャルワーカーによる災害支援

9月27日(日)熊本県立総合体育館において公益事業「地域防災セミナー」と会員を対象とした災害支援コーディネーター研修会を開催しました。

### 公益事業「地域防災セミナー」

公益事業「地域防災セミナー」には、56名(会員27名、一般29名)の参加がありました。

はじめに、熊本県知事公室危機管理防災課防災対策班主幹の小森田直樹氏より「熊本県の防災体制について」をテーマとし、熊本広域大水害の災害対応や地域防災計画、熊本県版タイムラインについて説明いただきました。

つぎに、熊本県警宇城警察警備課長の高橋雅風氏より「災害にどう備えるか」をテーマとし、東日本大震災時の映像をもとに予防的避難の重要性、特別警報や土砂災害警戒情報等の気象警報・注意報についての説明がありました。

また、災害時に救助を求める場合は、管轄の警察署や交番等の代表番号に電話を掛ける方がつながりやすい(110番は回線がパンクしてしまう)ことから、事前の備え以外にも災害が発生した場合の対応についてもわかりやすく話して頂きました。

## 支援の具体例

- ①避難所の運営
- ②避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等での相談支援。また被災地域住民の代弁者としての支援相談会の実施
- ③避難者交流の支援
- ④スクールソーシャルワーカー等の派遣
- ⑤転居先の支援
- ⑥成年後見制度相談会の開催
- ⑦その他活動に従事している社会福祉士の支援

災害支援コーディネーター研修会には、会員33名の参加がありました。



## 具体的な支援と制度

日本社会福祉士会では、災害支援プロジェクトチームを立ち上げ、2014年に「災害対応ガイドライン」を、2015年に「災害対応マニュアル」を策定しました。

## 熊本県社会福祉士会としての今後の予定

- ・災害支援委員会の発足
- ・熊本県社会福祉士会災害対応マニュアル策定
- ・災害時対応に備えた予算の確保の検討
- ・災害対応に必要な物品の調達及びその活用方法
- ・災害支援コーディネーター養成研修の開催
- ・災害支援活動者養成研修の開催
- ・災害支援活動希望者名簿の整備
- ・九州ブロック内の県士会との情報共有、研修の実施

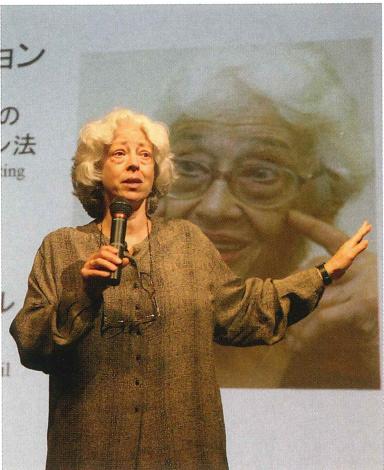
出典「日本社会福祉士会災害対応マニュアル」(2015年5月)

また、災害時の対応特に公助は、法律、各種の制度・仕組みが基本となり実施していくことから、それらを十分理解しておく必要があります。

特に被災地で注目される制度として、「被災者生活再建支援法」や「災害弔慰金等法」等があります。

高齢者や障がいのある人は、これらの金銭の支給申請手続を自身で行うことが困難である場合が多いことから、社会福祉士等による支援が必要です。一方で、課題もあります。実際に被災地へ支援に入る場合、所属組織(勤務先)の理解を得なければなりません。平常時から、自身の所属組織(勤務先)に対しても、所属する職能団体(社会福祉士会)が被災地支援をどう考えているか、また、自身がソーシャルワーカーとしてどのような活動を目指しているのか、などの十分な説明を行つておくことが必要です。

災害支援委員会の活動に委員として協力できる方は事務局までご連絡ください。



ビッキー・デクラーク・ルビン氏は、世界中にある公認バリデーション協会のトニー(Executive director)として活躍。バリデーションマスターであり、正看護師、経営学修士、芸術学士と多才。母はナオミ・ファイル氏。

## バリデーションセミナーin人吉

人吉・球磨ブロック 永田 美樹



言つていただき、実現することができました。

### 極めて実践的な理論

バリデーションは、理論的には、フロイト、ユング、エリック・エリクソンやロジャース、マズロー等の私たちショーンセミナーin人吉(より深いかかわりを求めるあなたへ)と題し、セミナーが開催されました。

バリデーションは、認知症高齢者とのコミュニケーション法で、アメリカのソーシャルワーカー、ナオミ・ファイル(Naomi Feil)氏によつて開発されたもので

バリデーションは、理論づけてさらに改良が変化しています。実践から学び、理論づけてさらに改良が変化していく姿勢は、ソーシャルワーカーとして見習いたい部分だと思います。

バリデーションは、単なる技術ではありません。テクニック以前の基本的姿勢を最も重視しています。それはつまり、介護者や家族が、見当識を失った高齢者を、頭がおかしくなつた人だと見なして、いたるバリデーションはできないということです。そうではなく、

このようなお年寄りを身体能力が低下し、加齢の衝撃にもはや耐えられない、やり残した人生の課題を解決するために最後の闘いに挑んでいる人として見るところが、バリデーションの特徴的な見解だと思います。

セミナーでは、その辺りを理解しやすいよう、ビックキー先生はお年寄りを演じながら伝えていかれました。実際の基本的テクニックのいくつかは隣同士で演習を行いながら、また、飛び入りで鹿児島大学の稻谷先生がお年寄り役を演じ、ビックキー先生がバリデーションをするというロールプレイも行われ、会場は熱気に包まれました。

通常、このように大きな会場で400名を超える参加者がいると、ほとんど質問は出ないのですが、予想に反して、複数の方から質問があつて、みなさん熱心に学ばれていることがわかりました。

### セミナーを終えて

セミナー後、参加者の方からは、「あつとう間の2時間だった」「わかりやすかった」「先生のパワーを感じられた」「楽しかった」等の意見をいただきました。



参考文献  
○ナオミ・ファイル、ビックキー・デクラーク・ルビン「バリデーション・ブレイクスルー 認知症ケアの画期的メソッド」2014 全国 コミュニティライフサポートセンター(CLC)

熊本市  
北ブロック長  
**ブロック紹介**  
立山 明子



北ブロックは、熊本市北区に在住の53名の会員で構成されています。「社会福祉士として幅広い分野の知識・スキルの向上につながる研修開催を目指す。また、情報交換会を開催することで、分野を越えたネットワークの構築を図る。」ことを活動の目的に、年3回中央・西ブロックと合同で研修会及び名刺交換会を開催しています。

2014年度は、7月「福祉サービスの利用者と提供者の風通しの良い関係をめざして、「苦情は宝の山」というテーマで、西ブロックの池上和行さんに講演していただきました。どうにでもある苦情について、単に苦情をなくしたりとか、苦情に100%応えようなどということではなく、適切に対応することが重要であると語られました。肯定・迅速・誠意・正確という謝罪の4原則もおおいに参考になりました。

11月は「日本赤十字社からいつのとりのゆりかごまで、熊本の歴史を創った先人たちの足跡をたどる」というテーマで中央ブロックの緒方健一さんに、熊本の福祉の源流について熱く語っていただきました。明治から大正の福祉の黎明期、終戦からの復興

期、そして現在に至る歴史の中で活躍した熊本の先人たちのことを今まで知らなすぎたことを教えられました。さらに「肥後もつこす」「肥後の猛婦」に流れるあつい血を、いい意味で現場に受け継いでいけたらと思いました。

2月は「児童相談所の役割と児童虐待の現状」について、北ブロックの三島雅史さんに講演していただきました。具体的な事例も交えた講演は非常に興味深く、虐待の未然防止のために私たちが地域や職場でできるることは何かと考えさせられました。

このように充実した研修の後は、名刺交換会の中で心と体の栄養をたくさんいただきます。社会福祉士は多様な職場で働いていますので、活動を通じてのネットワークが仕事の現場で思わず力を発揮することもたくさんあります。自分の苦手な分野も、情報交換することで解決の糸口がつかめたということもありました。

現状では3ブロック合同で充実した研修会を開催して、多くの刺激を受けていますが、将来的には単独でも開催して、身近な相談の場を地域に作つていけたらいいなと思っています。

日々に秋めいていくこの頃ですが、夏のお疲れは出ていますか？ 私自身は、日中の気温差に身体がついていけず、少し戸惑っているようです。朝夕の寒気が身にしみる時期ではありますが、1年の中では過ごしやすい季節かと思います。

秋といえば、「読書の秋」、「食欲の秋」、「スポーツの秋」といったように暑さも一段落し、様々なことに挑戦しやすい季節でもあります。運動することは、運を動かすことという言葉を最近耳にし、実際に動く行動することの大切さを感じています。不運を幸運に変えるためにも、アグレッシブに動くことを始めてみようと考えています。

そのようなこともあります。現在、月1回位の頻度でフットサルパーク熊本(菊陽町)にて広報委員含め会員有志の皆さんとフットサルの練習を行っています。1時間という短い時間ではありますが、仕事上は会うことが少ない方々とも親睦を図ることができます。1時間という短い時間ではありますが、仕事上はとても有意義な1日を過ごすことができています。

フットサル後、恒例の懇親会にも参加させていただいていますが、練習時間の倍以上の時間を要し、練習の時とはうつてかわって名刺交換が始まり、仕事の話が始まります。ですが、社会福祉士だからとつくづく感じています。

私自身は普段の運動不足を露呈しているような感じもありますが、この機会にぜひ皆さんと一緒にフットサル始めることで運を動かしてみませんか？

つぶやき

